

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の趣旨と背景

1. 策定の趣旨

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度(2015年度)に「貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、次世代育成支援対策を含め、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。

第1期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、第1期計画での取り組みの成果と課題をはじめ、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズ、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請などを踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間の計画期間とした「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 策定の背景

わが国が抱える少子化の問題は年々深刻度を増し、急速に進行しています。

厚生労働省が公表した人口動態統計では、平成30年(2018年)のわが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.42と、平成29年(2017年)の1.43から0.01下がり、3年連続で低下しています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を踏まえ、国では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るため、平成24年(2012年)8月に、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかし、子ども・子育て関連3法等の施行以降、都市部を中心に保育所待機児童は依然増加を続けるとともに、児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正を行っています。また、平成25年(2013年)に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年(2019年)6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保

育の重要性や幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年(2019年)10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

3. 国・大阪府の経過

〔1〕国の動き

■子ども・子育て関連3法の成立（平成24年（2012年）8月）

国では、従来の子育て支援施策の考え方から一歩進め、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進する趣旨で「子ども・子育て関連3法」を發布し、この3法の成立に伴い、各行政での地域施策を計画するように定めています。

■「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行（平成26年（2014年）4月）

「次世代育成支援対策推進法」は、平成26年度末(2014年度末)までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。引き続き、子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（令和7年(2025年)3月31日まで）しています。

■「児童福祉法」の改正（平成28年（2016年）6月3日公布）

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念が明確化されました。また、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるよう定められました。

■「子育て安心プラン」（平成29年（2017年）6月）

このプランは、待機児童解消に必要な受け皿を整備するため、約22万人分の予算を平成30年度(2018年度)から令和元年度末(2019年度)までに確保し、遅くとも令和2年度末(2020年度末)までに全国の待機児童の解消を目標とすること、また、「M字カーブ」(注1)を解消するため、平成30年度(2018年度)～令和4年度末(2022年度末)までの5年間で女性就業率を80%にすることを目標としています。これらを柱として「6つの支援パッケージ」(保育の受け皿の拡大、保育の人材の確保、保護者への育児支援、保育の質の確保等)を設定し、全ての人が無理なく子育てと仕事を両立できる社会を目指すこととしています。

注1：「M字カーブ」は、女性の労働力率を年齢階級別にみた際に表れる「M字」型の線をいい、出産・子育て期にあたる30歳代で就業率が落ちることをいいます。

■「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

(令和元年(2019年)6月)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、議員立法の法律案として提案され、衆・参両院の全ての政党の賛成のもとに、平成25年(2013年)6月に成立、平成26年(2014年)1月から施行されています。その後、令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として改正・公布され、貧困対策が子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することなどが明記されています。

■「幼児教育・保育の無償化」の施行(令和元年(2019年)10月1日から)

保育所や幼稚園、認定こども園等に通う3～5歳の全ての子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無料とする制度が令和元年(2019年)10月1日から開始されました。令和2年(2020年)4月からは高等教育を含めて全面実施される予定となっています。

〔2〕大阪府の動き

大阪府では、次世代育成支援対策推進法や大阪府子ども条例などに基づく、子ども施策の総合的な計画として、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5か年を計画期間とする「こども・未来プラン(大阪府次世代育成支援行動計画)後期計画」を策定しました。その後、後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年(2015年)3月に「大阪府子ども総合計画」(平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)の10年間)を策定しています。

第2節 計画の法的根拠と目的

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定しています。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を継承し、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策を含む計画です。

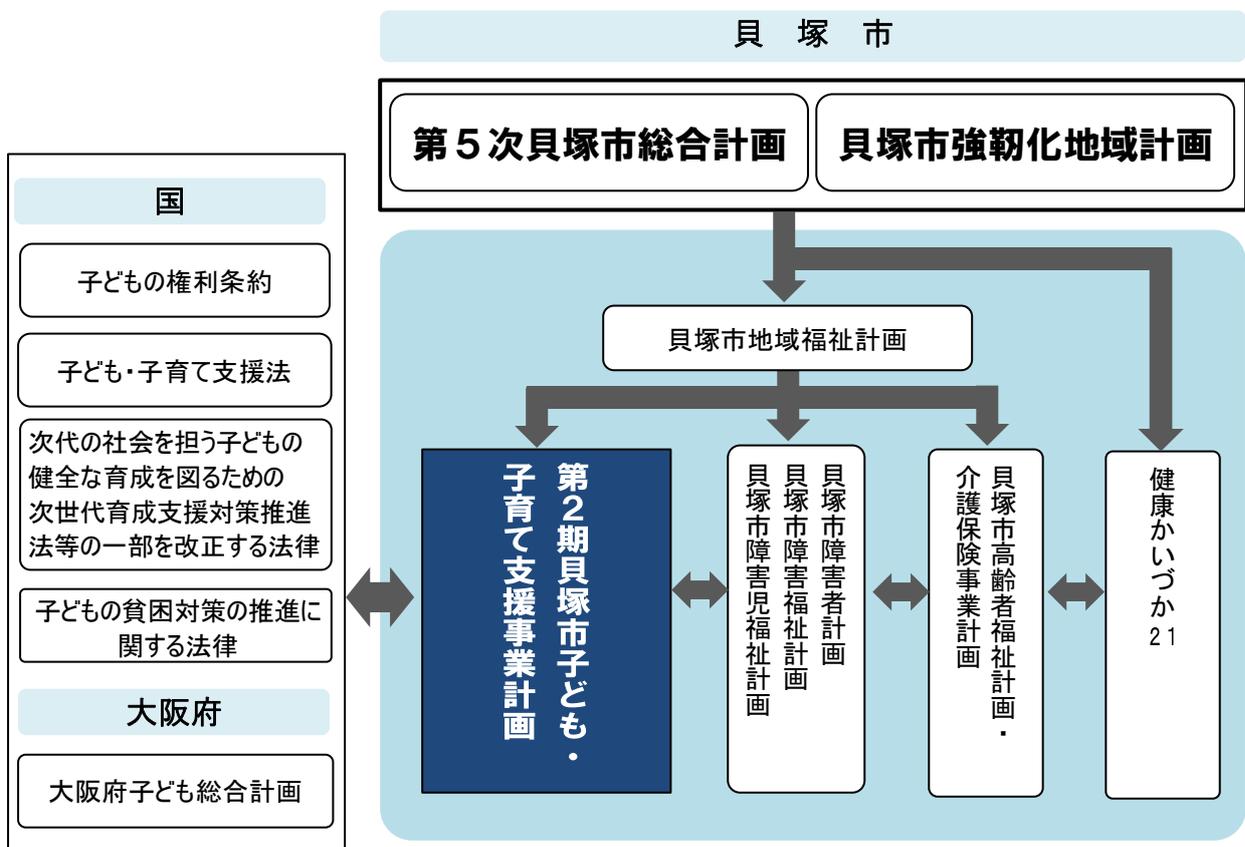
子ども・子育て支援事業計画は、今後5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）を求め、その確保の内容及び方策について定めたもので、年度ごとに数値を示した計画です。

第3節 計画の位置づけと期間

本計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、「第5次貝塚市総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域で支え合い、子どもの心身の健全な育成を図る環境整備を推進するための部門別計画となるものです。

また、大阪府の「大阪府子ども総合計画（本体計画）」における次世代育成支援の取組みの考え方を踏まえながら、平成19年（2007年）4月に制定された「大阪府子ども条例」に基づく計画として位置づけ、「第3次貝塚市地域福祉計画」等関連計画との調和を図り策定します。

■関連法・計画等との関係図



本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

【計画の期間】

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2026年度)	
貝塚市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画)										評価 次期計画策定	次期計画 (令和7年度以降)		
					貝塚市子ども・子育て支援事業計画 (本計画) (第2期計画)								

第4節 計画策定の体制

1. 子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズの把握

就学前児童及び小学生を養育する保護者を対象に「貝塚市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

■貝塚市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施概要

- 調査対象：市内在住の就学前児童の保護者 2,002人
市内在住の小学生の保護者 2,004人
- 調査方法：郵送による配付及び回収
- 調査期間：平成31年(2019年)2月25日(月)～平成31年(2019年)3月11日(月)
- 回収結果：

区分	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	2,002件	813件	40.6%
就学児童(小学生)	2,004件	804件	40.1%

2. 貝塚市子ども・子育て会議での協議

貝塚市子ども・子育て会議規則に基づき、「貝塚市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査の検討をはじめ、本市の子ども・子育て支援の現状と課題を把握し、各委員の意見を聴取し、計画策定に努めました。

3. パブリックコメントの実施

市ホームページや市内の公共施設等で本計画(素案)を公開し、素案に対する市民の意見を募集するパブリックコメント(意見公募)の実施を通じ、本計画への反映に努めました。